

架空請求

「民事訴訟管理センター」

からのハガキにご注意



今月の御用心

- 一. ハガキに記載の窓口には **連絡をしない。**
- 二. 解決をうたう者への依頼は **慎重に。**
- 三. 請求されても、**絶対に支払わない。**

「未納です」
請求ハガキに
気をつける



埼玉県マスコット「ざいたまっち」

埼玉県マスコット「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等の御相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。